点	緯度	経度
一	北緯二十二度三十二・五四分	西経百五十三度〇・三三分
二	北緯二十三度六・五分	西経百五十三度二十八・三六分
三	北緯二十三度三十二・一一分	西経百五十四度二・一二分
四	北緯二十三度五十一・四七分	西経百五十四度三十六・四八分
五	北緯二十四度二十一・四九分	西経百五十五度五十一・一三分
六	北緯二十四度四十一・四七分	西経百五十六度二十七・二七分
七	北緯二十四度五十七・三三分	西経百五十七度二十二・一七分
八	北緯二十五度十三・四一分	西経百五十七度五十四・一三分
九	北緯二十五度二十五・三一分	西経百五十八度三十・三六分
十	北緯二十五度三十一・一九分	西経百五十九度九・四七分
十一	北緯二十五度三十・三一分	西経百五十四度二・二一分
十二	北緯二十五度二十一・五三分	西経百六十度三十九・五三分
十三	北緯二十五度〇・六分	西経百六十一度三十八・三三分
十四	北緯二十四度四十・四九分	西経百六十二度十三・一三分
十五	北緯二十三度四十五・五三分	西経百六十二度四十三・八分
十六	北緯二十三度四十・五〇分	西経百六十三度十三・〇分
十七	北緯二十三度三・二〇分	西経百六十三度三十二・五八分
十八	北緯二十二度二十・九分	西経百六十三度四十四・四一分
十九	北緯二十一度三十六・四五分	西経百六十三度四十六・三分
二十	北緯二十度五十五・二六分	西経百六十三度四十七・四四分
二十一	北緯二十度十三・三四分	西経百六十二度五十三・四三分

点	緯度	経度
二十二	北緯十九度十九・三四分	西経百六十二度二十・三五分
二十三	北緯十八度三十九・一六分	西経百六十一度十九・一四分
二十四	北緯十八度三十・三一分	西経百六十度三十八・三〇分
二十五	北緯十八度二十九・三一分	西経百五十九度十六・一七分
二十六	北緯十八度十・四一分	西経百五十九度十四・八分
二十七	北緯十七度三十一・一七分	西経百五十八度五十六・五五分
二十八	北緯十六度五十四・六分	西経百五十八度三十・二九分
二十九	北緯十六度二十五・四九分	西経百五十七度五十九・二五分
三十	北緯十五度五十九・五七分	西経百五十七度十七・三五分
三十一	北緯十五度四十・三七分	西経百五十六度二十一・六分
三十二	北緯十五度三十七・三六分	西経百五十五度二十二・一六分
三十三	北緯十五度四十三・四六分	西経百五十四度四十六・三七分
三十四	北緯十五度五十五・三二分	西経百五十四度十三・五分
三十五	北緯十六度四十六・二七分	西経百五十二度四十九・一一分
三十六	北緯十七度三十三・四二分	西経百五十二度〇・三二分
三十七	北緯十八度三十・一六分	西経百五十一度三十・二四分
三十八	北緯十九度二・四七分	西経百五十一度二十二・一七分
三十九	北緯十九度三十四・四六分	西経百五十一度十九・四七分
四十	北緯二十度七・四二分	西経百五十一度二十二・五八分
四十一	北緯二十一度二十九・九分	西経百五十一度三十一・三六分
四十二	北緯二十二度六・五八分	西経百五十一度五十九・五〇分
四十三	北緯二十二度三十二・五四分	西経百五十二度二十一・五五分
四十四		
四十五		

○外務省告示第二百六十三号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅰの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十三年八月一日に効力を生ずる。

（平成二十二年十月二十一日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十三年八月一日

外務大臣　松本　剛明

第九章として次のように加える。

第九章　南極海域における油の使用又は輸送についての特別の要件

第四十三規則　南極海域における油の使用又は輸送についての特別の要件

1　船舶の安全の確保又は捜索及び救助の作業に従事する船舶を除くほか、次に掲げるものを、ばら積みで貨物として輸送すること又は燃料として輸送し、及び使用することについては、附属書Ⅰ第一規則1.7に定義する南極海域において、禁止する。

.1　摂氏十五度における密度が一立方メートル当たり九百キログラムを超える原油

.2　摂氏十五度における密度が一立方メートル当たり九百キログラムを超えるか又は摂氏五十度における動粘度が一秒当たり百八十平方ミリメートルを超える油（原油を除く。）

.3　ビチューメン、タール及びこれらの乳濁物

2　先行する作業が1.1から1.3までに掲げる油の輸送又は使用を含むときは、タンク又は管系の清掃又は洗浄は、要求されない。

3　ハワイ、マウイ、オアフ、モロカイ、ニイハウ、カウアイ、ラナイ及びカホオラウェのハワイ諸島の沿岸の沖合に位置する海域であつて、次に掲げる座標を結ぶ測地線によつて囲まれたもの

点	緯度	経度
百九十	北緯二十六度二十七・二二分	西経八十六度十三・一五分
百九十一	北緯二十六度三十三・四六分	西経八十六度三十七・七分
百九十二	北緯二十六度一・二四分	西経八十七度二十九・三五分
百九十三	北緯二十五度四十二・二五分	西経八十八度三十三・〇分
百九十四	北緯二十五度四十六・五四分	西経九十度二十九・四一分
百九十五	北緯二十五度四十四・三九分	西経九十度四十七・五分
百九十六	北緯二十五度五十一・四三分	西経九十一度五十二・五〇分
百九十七	北緯二十六度十七・四四分	西経九十三度三・五九分
百九十八	北緯二十五度五十九・五五分	西経九十三度三十三・五二分
百九十九	北緯二十六度〇・三二分	西経九十五度三十九・二七分
二百	北緯二十六度五十八・三二分	西経九十六度四十八・三〇分
二百一	北緯二十五度五十八・一五分	西経九十六度五十五・二八分
二百二	北緯二十五度五十七・五八分	西経九十六度五十八・四一分
二百三	北緯二十五度五十七・四一分	西経九十七度一・五四分
二百四	北緯二十五度五十七・二四分	西経九十七度八・二一分
二百五	北緯二十五度五十七・二四分	西経九十七度八・四七分
二百六		